

川崎市とどろきアリーナ、川崎市スポーツセンター及び川崎市石川記念
武道館の特別承認申請に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市とどろきアリーナ条例施行規則（平成22年3月31日規則第32号）第7条第2項、川崎市スポーツセンター条例施行規則（平成22年3月31日規則第34号）第7条第2項及び川崎市武道館条例施行規則(平成22年3月31日規則第35号)第10条の規定に基づき、川崎市とどろきアリーナ、川崎市スポーツセンター及び川崎市石川記念武道館の利用について、指定管理者が特別な理由があると認める利用申請の取扱について基準を定めることにより、効果的な生涯スポーツ振興と市民利用の確保について寄与することを目的とする。

(特別承認する事務事業及び申請期間)

第2条 特別承認する事務事業及び申請期間は、次の各号による。

(1) 川崎市とどろきアリーナメインアリーナ（併せて利用する施設を含む）

特別承認する事務事業	申請期間
1 川崎市が主催及び共催するスポーツ振興に資する事務事業で全市以上の規模等とする大会及び事業 2 川崎市に係わるスポーツ振興に資する国際大会、全国大会、関東大会、指定都市大会並びに当番市による主催及び共催するスポーツ振興に資する事業及び大会 3 川崎市が主催及び共催する上記1以外の事業 4 かわさきスポーツパートナーがホームゲーム等を開催する場合 5 市長が特に認めた各種大会等 6 市が育成すべき団体の主催する全市規模以上の大会、技術講習会及び普及を目的とするイベント	事業実施計画決定後から事業実施日を含む14月前まで
備考 1 各項目間の優先順位は、項番号順によるものとする。 2 第1項に規定する川崎市が主催及び共催するスポーツ振興に資する事務事業とは、次のものとする。 ア 市民文化局市民スポーツ室が所管する事務事業 イ 区役所まちづくり推進部地域振興課が所管する全区規模の事務事業 ウ 教育委員会事務局学校教育部指導課及び健康教育課が所管する事務事業 3 第5項に規定する市長が特に認めた各種大会等については個別に伺いを作成し、区長までの決裁を必要とする。 4 第6項に規定する市が育成すべき団体は、公益財団法人川崎市スポーツ協会及び加盟団体並びに川崎市レクリエーション連盟及び加盟団体とする。	

(2) 川崎市とどろきアリーナサブアリーナ及び川崎市スポーツセンター大体育室全面使用（併せて使用する施設を含む）

特別承認する事務事業	申請期間
<ol style="list-style-type: none"> 1 川崎市が主催及び共催するスポーツ振興に資する事務事業で全市以上の規模等とする大会及び事業 2 川崎市が係わるスポーツ振興に資する国際大会、全国大会、関東大会、指定都市大会並びに当番市による主催及び共催の事業及び大会 3 川崎市が主催及び共催する上記1以外の事業 4 かわさきスポーツパートナーがホームゲーム等を開催する場合 5 市長が特に認めた各種大会等 6 市が育成すべき団体の主催する全市規模以上の大会、技術講習会及び普及を目的とするイベント 	<p>事業実施計画決定後から事業実施日を含む8月前まで</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各項目間の優先順位は、項番号順によるものとする。 2 第1項に規定する川崎市が主催及び共催するスポーツ振興に資する事務事業とは、次のものとする。 <ol style="list-style-type: none"> ア 市民文化局市民スポーツ室が所管する事務事業 イ 区役所まちづくり推進部地域振興課が所管する全区規模の事務事業 ウ 教育委員会事務局学校教育部指導課及び健康教育課が所管する事務事業 3 第5項に規定する市長が特に認めた各種大会等については個別に伺いを作成し、区長までの決裁を必要とする。 4 第6項に規定する市が育成すべき団体は、公益財団法人川崎市スポーツ協会及び加盟団体並びに川崎市レクリエーション連盟及び加盟団体とする。 	

(3) 前2号以外の使用

特別承認する事務事業	申請期間
<ol style="list-style-type: none"> 1 川崎市が主催及び共催するスポーツ振興に資する事務事業で全市以上の規模等とする大会及び事業 2 川崎市が係わるスポーツ振興に資する国際大会、全国大会、関東大会、指定都市大会並びに当番市による主催及び共催の事業及び大会 3 川崎市が主催及び共催する上記1以外の事業 4 かわさきスポーツパートナーがホームゲーム等を開催する場合 5 市長が特に認めた各種大会等 6 市が育成すべき団体の主催する全市規模以上の大会、技術講習会及び普及を目的とするイベント 	<p>事業実施計画決定後から事業実施日を含む5月前まで</p>

備考

- 1 各項目間の優先順位は、項番号順によるものとする。
- 2 第1項に規定する川崎市が主催及び共催するスポーツ振興に資する事務事業とは、次のものとする。
 - ア 市民文化局市民スポーツ室が所管する事務事業
 - イ 区役所まちづくり推進部地域振興課が所管する全区規模の事務事業
 - ウ 教育委員会事務局学校教育部指導課及び健康教育課が所管する事務事業
- 3 第5項に規定する市長が特に認めた各種大会等については個別に伺いを作成し、区長までの決裁を必要とする。
- 4 第6項に規定する市が育成すべき団体は、公益財団法人川崎市スポーツ協会及び加盟団体並びに川崎市レクリエーション連盟及び加盟団体とする。

(運用)

- 第3条 特別承認申請については、一般利用申請との公平の観点から適正に運用するものとする。
- 2 特別承認申請に供する場合は、市民文化局が主催する屋内スポーツ施設日程調整会議に諮るものとする。

(申請期間の特例)

- 第4条 申請期間については、第2条各号に記載される期間を原則とするが、指定管理者は特別に理由がある場合は、区長の承認を得て、変更することができる。

(委任)

- 第5条 この要綱の施行に関して必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。ただし、施行日前の特別承認申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。